

発議案第3号

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月4日

八千代市議会議長 大塚裕介 様

提出者	八千代市議会議員	木下映実
賛成者	八千代市議会議員	林利彦
	同	林隆文
	同	山口勇

## 提案理由

国に対し、介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を 求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、介護の現場では人材の確保に大変苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続を含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇改善が求められている。

今般、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）において、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を令和4年2月から9月まで実施することが決定され、10月以降については、臨時の報酬改定を行い、所要の措置が講じられることになっている。

よって、本市議会は国に対し、介護職員の処遇改善に当たっては、今回の臨時の報酬改定のみならず、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含めて、手続の簡素化を図り、介護職員等特定処遇改善加算の配分については事業所ごとの柔軟な運用を認めるなど、地域の介護サービスを持続可能なものとするため、下記の事項を実施するよう強く求めるものである。

### 記

- 1 臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において設定される「新たな加算」については、現行の2つの加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算）の統合を含めた一本化を検討するなど、手続の簡素化に最大限努めること。
- 2 介護職員等特定処遇改善加算の配分方法については、対象に事務職員等も含めて、事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、弾力的な運用が可能となるよう、所要の措置を講ずること。
- 3 原則3年ごとに行う公的価格の改定においては、現行の加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算）との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度等を組み合わせた人件費をベースに事業所ごとの介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬請求の手続の簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するため

の制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日

八千代市議会

提出先

厚生労働大臣様